

日本国個人情報保護委員会と
シンガポール個人データ保護委員会との間における
個人情報保護に関する協力覚書（仮訳）

この協力覚書（以下「**MOC**」という。）は、以下の協力の枠組みを定めるものである。

- (I) 日本国個人情報保護委員会（以下「**PPC**」という。）
及び
- (II) シンガポール個人データ保護委員会（以下「**PDPC**」という。）

以下、個別には「参加者」、総称して「参加者ら」という。

参加者らは、

現代の世界経済の性質、国境を越えた個人情報の流通と交換の増加、情報技術の複雑化の進展、その結果としての国境を越えた執行協力の強化の必要性を認識し、

デジタル経済における世界的な取引にとってデータガバナンス及び国境を越えたデータ流通が重要であることを認識し、

参加者らがそれぞれの国において、個人情報保護に関する類似の機能と義務を有することを認識し、

参加者らが、現在の関係を深化させるとともに、信頼を醸成し、信頼性のある越境データ流通を容易にし、個人情報を保護する法律の執行を相互に支援するための交流を促進するという意図を再確認し、

参加者らの最も重要かつ基本的な機能の一つは、個人データ保護の侵害が疑われる事案を調査し、それによってそのような侵害の防止に資することであることを強調し、

参加者らの間の二国間協力が、それぞれの管轄区域において個人情報を保護する法律の運用に資する可能性があることを確信し、

以下の認識に達した。

1. 一般事項

- (a) 「適用される法」とは、参加者の国において、個人情報の保護を実質的に目的とする法律及び規則をいう。**PPC** の場合は、個人情報の保護に関する法律（**APPI**）及びそれに関連する規則を意味し、**PDPC** の場合は、2012 年個人データ保護法（以下「**PDPA**」という。）及び関連する規則を意味する。参加者らの適用される法に対する改正及び参加者らが書面により随時合意するその他の法律又は規則も、この **MOC** の目的において適用される

法に含まれるものとする。

- (b)「個人情報」及び「個人情報保護」は、PDPC に関しては、それぞれ「個人データ」及び「個人データ保護」を意味するものとする。
- (c)「要請参加者」とは、情報又は支援を要請する参加者をいう。
- (d)「被要請参加者」とは、情報又は支援を要請された参加者をいう。

2. この MOC の非拘束的効力

この MOC は、国際法又は参加者らそれぞれの国の法律の下において、法的権利又は法的拘束力のある義務を生じさせるものではなく、また、既存の法的権利又は義務に影響を及ぼすものでもない意思の表明である。

3. 協力の範囲

- (a) この MOC に基づく協力において、参加者らは、それぞれの国の法律及び規則に従い、かつ、各参加者の管轄権、権限及び利用可能な資源の範囲内でこれを行う。
- (b) 各参加者は、自己の発意又は要請に応じ、この MOC に従って関連する情報を交換し、必要な支援を提供することにより、個人情報の保護に関する国内規制の適正な適用を確保するために必要な情報を相互に提供する。
- (c) 疑義を避けるため、この MOC は PDPA 第 10 条に規定する「協力協定」を構成するものではなく、参加者らが別途そのような協力協定を締結することを妨げるものではない。

4. 情報交換

- (a) 情報交換を促進するため、各参加者は、この MOC に関連する要請及びその他の連絡のための主要な連絡担当者を指定する。参加者らは、指定された主要な連絡担当者を通じて情報を交換する。参加者らは、当該連絡先情報を最新の状態に保ち、また、各参加者は、他の参加者に対して書面で通知することにより、この MOC の目的のために指定した主要な連絡担当者を変更することができる。
- (b) 要請に応じ、被要請参加者は、自国の法律及び規則並びに利用可能な資源の範囲内で、以下の情報を要請参加者に提供する。
 - (i) 要請参加者が特定の事案に関して自らの調査のために連絡するのに必要な関連する団体の連絡先情報
 - (ii) 被要請参加者が、要請参加者による特定の事案の調査に関連し、かつ有益であると判断する、過去の執行措置に関する情報

(iii) 被要請参加者が特定の事案に関する調査を行う上で関連しかつ有益と思われるその他の情報

(c) この MOC に従って行われる要請は、英語による書面で行われ、被要請参加者が当該要請を実行するために必要な情報、特に当該要請が特定の事案に関連するものであるかどうかを判断するために十分な情報を含むものとする。緊急な事情によりやむを得ない場合には、口頭による要請であっても承認される。ただし、そのような要請は速やかに書面にて確認される。

(d) より明確にするために、この MOC に従って行われる要請には、次の情報が含まれるものとする。

(i) 当該要請に関連する手続の種類

(ii) 当該要請の目的及び理由

(iii) 判明している場合には、当該要請に関する者の連絡先情報

(iv) 検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的要素（当該要請の端緒となった行為又は疑わしい行為を含む）

(e) 本条(b)の定めにかかわらず、被要請参加者は、要請を拒否することができ、また、要請参加者に提供する情報の利用に関して制限又は詳細条件を課すことができる。

(f) 被要請参加者が要請を拒否する場合、情報の提供を遅延させる場合又は要請参加者に提供する情報の使用に制限を課す場合には、その理由を説明する。

(g) 参加者らは、自らの発意により機密性のない情報を提供することができる。機密性のない情報には、他方の参加者がその適用される法の下での職務及び機能を遂行する上で有益な情報であって、手法、実例及び指針が含まれるが、これらに限定されない。

(h) 個人情報とは、本条(b)(i)及び(d)(iii)に沿って共有される場合又はこの MOC の目的を達成するために必要な範囲を除き、共有されない。

(i) 参加者らは、この MOC に従って共有された情報が正確、完全、かつ最新でないことを認識した場合には、速やかに相手方に通知する。

5.情報の利用、機密性、開示及び保存

(a) この MOC に従って要請参加者が被要請参加者から情報を入手するときは、当該情報は、この MOC 第 4 条(d)(ii)で確認された目的にのみ利用され、また、被要請参加者から別段の指示がない限り、いかなる使用も情報源を特定しない形で行われる。要請参加者が他の目的のために情報を利用することを希望するときは、情報を提供した被要請参加者の書面による事前の同意を得る。被要請参加者は他の目的のための情報の利用について制限

を課することができる。

- (b)この MOC に従って要請参加者が被要請参加者から情報の提供を受けたときは、情報の利用は、この MOC 第 4 条(e)又は第 5 条(a)に従い、被要請参加者が課した制限に従って行われる。
- (c)この MOC に基づき提供された情報は、情報を提供した参加者の事前の書面による同意がある場合を除き、刑事事件の捜査、刑事訴訟、付随する刑事手続又は裁判を含むいかなる刑事案件においても使用されない。
- (d)被要請参加者は、この MOC に従って共有される情報に対して、適切な機密性の分類表示を付す。要請参加者は、この MOC に基づき共有された情報の保管、使用、他の権限ある当局への提供、第三者への開示又はその他の処理に関し、機密情報の安全を確保するための安全管理措置（情報の破棄又は処分に関する措置を含む）を講ずる。当該措置は、情報の機微性及び被要請参加者によって付された分類表示に沿ったものとし、かつ、要請参加者の国内の法律及び規則に従う。
- (e)この MOC に従って共有された機密情報への不正アクセス又は不注意による開示が発生した場合、参加者らは、当該事象を相手方に速やかに通知し、その結果を軽減し、再発を防止するためにあらゆる合理的な措置を講ずる。
- (f)この MOC に従って一方の参加者が他方の参加者から情報を受けた場合、当該情報を他の関連当局に提供する前に又は執行手続や裁判において使用する前に、他方の参加者と協議を行う。
- (g)一方の参加者が、この MOC に基づき他方の参加者から受領した情報の開示を求める自国の適用される法律及び規則に基づく請求を受領した場合、当該情報の開示を行う前に、他方の参加者に通知する。各参加者は、この MOC に基づき共有された情報の開示に関する当該請求について、その機密性を維持し、かつ情報を保護するため、自国の適用される国内の法律及び規則の下で利用可能なあらゆる措置を講ずるものとする。他方の参加者が当該情報の開示について事前の書面による同意を提供している場合、本項の要件は適用されない。

6.協力関係の強化

- (a)参加者らは、協力のための一つ以上の領域又は取組を共同で特定することができる。そのような協力には以下が含まれる。
 - (i) 信頼ある国境を越えたデータ流通を円滑化するための、データ移転メカニズムの開発及び共同推進。例えば以下のようなもの。
 - (I) ASEAN 加盟国と日本の事業者の間で相互運用可能なモデル契約条項の開発に向けた検討

(II) 両管轄区域の企業間におけるグローバル越境プライバシールール（以下「**CBPR**」という。）システムの普及促進

(III) **ASEAN** 加盟国に対し、グローバル執行協力協定（**CAPE**）及びグローバル **CBPR** システムへの参加を促すこと

(ii) 革新的なデータ利用事例に関する規制のサンドボックスへの両管轄区域の適切な組織の参加を円滑化するなど、信頼あるデータの利用、アクセス及び共有に向けた技術革新の支援における協力

(iii) **AI**、プライバシー強化技術（**PETs**）及びその他の新興技術に関するものを含む、台頭しつつあるデータ保護の課題や動向についての情報交換、ベストプラクティスの共有及び共同研究

(iv) 共同研究プロジェクトの実施

(v) 関心のある特定のプロジェクトでの協力

(vi) データ保護及びプライバシー分野における研修及び教育

(vii) 参加者らが相互に合意したその他の協力分野

(b)参加者らは、毎年又は参加者らの間で相互に定めるとき二者間会合を開催することができる。

7.費用

この **MOC** に従って実行される要請参加者からの要請に対応するに当たって被要請参加者において必要となる経費については、被要請参加者の予算の範囲内で負担する。要請を実施するために高額な経費又は特別の性質の費用を必要とする場合には、被要請参加者は、当該要請の実行方法及び経費を負担する方法を決定するために、要請参加者と協議することができる。

8.見直し及び修正

(a)参加者らは、この **MOC** の実施状況を監視し、一方の参加者が要請した場合には、これを見直す。

(b)一方の参加者の国における適用される法に重大な改正が行われた場合、参加者は、可能であれば当該改正の施行前に速やかに協議を行い、この **MOC** を修正するか否かを判断する。

(c)各参加者は、この **MOC** に関連して問題が生じた場合には、第 4 条(a)に基づき指定された他方の参加者の主要な連絡担当者に対して通知する。

(d)この MOC の実施に関して意見の相違又は紛争が生じた場合、参加者らは、それぞれの指定された主要な連絡担当者間の協議を通じて、これを友好的に解決するよう最大限の努力を尽くすものとし、合理的な期間内に解決に至らない場合は、PPC の委員長と PDPC の委員との間の協議を通じて解決を図る。

(e)この MOC は、参加者らの相互の合意により修正することができる。かかる修正は、書面によって行われ、各参加者が署名し、参加者の間で相互に決定される日に効力を生じるものとする。

9.開始、公表及び終了

(a)この MOC は、参加者らによる署名の日に開始され、無期限に継続する。

(b)いずれの参加者も、他方の参加者に対して少なくとも 3 か月前までに書面による通知を行うことにより、いつでもこの MOC を終了させることができる。

(c)この MOC の終了は、参加者が書面により相互に別段の決定をしない限り、終了日より前にこの MOC に基づいて行われた継続中のプログラム又は活動の有効性、期間、実施又は完了に影響を及ぼさない。

(d)この MOC の終了時に、各参加者は、この MOC に基づき他方の参加者から提供されたあらゆる情報の機密性を維持するものとし、それぞれの国の法律及び規則に従って、情報の破棄又は処分に関する措置を含む、適切な安全管理措置を講ずる。

日本国個人情報保護委員会のために

氏名: Dr. Satoru Tezuka

役職: Chairperson, Personal Information
Protection Commission of Japan

日付:

シンガポール個人データ保護委員会のために

氏名: Ms Denise Wong

役職: Commissioner, Personal Data Protection
Commission of Singapore

日付: